総務常任委員会資料
2026年（令和8年）9月18日
政策局広報プロモーション室観光プロモーション課

議案第67号関連資料
あかし市民広場条例の一部改正について

1　改正の目的

あかし市民広場における大型ビジョン更新に伴い、附属設備の使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

2　改正の概要

条例別表（第７条関係）にて定める附属設備の使用料における、１種類１回につき5,000円以内で規則で定める額としていたところを、8,000円以内として改正します。

これに伴い、あかし市民広場条例施行規則に定める附属設備の使用料を、以下のとおり改正します。

〇あかし市民広場条例　別表（第７条関係）　該当箇所抜粋

２　附属設備の使用料

１種類１回につき5,000円以内で規則で定める額　⇒　8,000円以内として改正

〇規則の附属設備使用料の改正案

附属設備	単位	現行使用料	改正案
大型液晶ビジョン	１回につき	５，０００円	８，０００円
デジタルサイネージ	１回につき	２，０００円	同左
パントリー（設備一式）	１回につき	１，０００円	同左
以下、コインロッカーなど省略	―	―	―

※１　改定後の附属設備名は「大型液晶ビジョン」から「大型ビジョン」とする。

※２　単位「１回」とは、市民広場の貸出区分である午前（午前９時～午後１時）、午後（午後１時～午後５時）、夜間（午後５時～午後９時）の貸出区分における使用について、それぞれ１回と計算。なお、全日（午前９時～午後９時）の12時間を使用する場合は、３回と計算する。

3　附属設備使用料改正（大型ビジョン）の算出根拠

更新後のLEDビジョンを維持管理していく上で考慮される費用である、電気使用料金、年間経費及び保守費用を算出根拠とし、それらの費用を合計した金額を使用料として反映し、受益者（施設利用をする者）の負担として見直しを図ります。

4　施行期日

令和８年１０月１日

なお、令和８年９月３０日までに申込み手続きが完了したもの（許可書を交付した予約分など）については、旧料金を適用し、令和８年１０月１日以降に申込み手続きが完了したものは、新料金を適用します。